

「湯浅町部落差別をなくす条例（案）」に対する意見公募結果

- 募集期間：平成31年1月4日から平成31年1月28日まで
- 募集方法：持参、郵送、FAX、口頭（障がい等の理由がある方のみ）
- 提出人数：5名

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する町の考え方は下記のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。また、類似の内容はまとめて記載し、個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しました。

項目	ご意見等の概要	町の考え方	対応
全体	<p>条例の制定には反対します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和対策特別措置法の終了から、約17年が経過するが、今この条例を制定する意味は何でしょうか。 ・この条例には、どうすれば差別がなくなるのかという展望が見られません。条例制定により逆に差別と分断をもたらすのではないのでしょうか。 ・「部落差別」、「部落問題」について、若い世代は理解できているのか。そのような特別な理解が必要でしょうか。 	<p>平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在も部落差別が存在することが明記されています。</p> <p>現に、同和対策に係る法律終了後も啓発等は実施していますが、部落差別に該当する差別事件は発生しており、平成29年度においても、湯浅町内で3件発生しているという現状です。</p> <p>内容については、結婚に関係するいわゆる同和地区の問合せ、被差別部落住民を差別する文言が書かれたメモの放置、大学教授による差別発言となっています。</p>	原案どおり

- ・若い世代のなかに新たな差別を生むことに繋がることを危惧します。
- ・条例が施行されると、町民は部落問題や地域に係る発言、疑問、意見を口にすることが「差別」とならないか、身近な人の間でも心配します。
- ・湯浅町で、「現在もなお部落差別が存在する」という実例があったのですか。もしあったとしたら、私たち町民にどのように提供されたのでしょうか。
- ・条例案は「部落差別の解消の推進に関する法律」の付帯決議趣旨を大きく遺脱し、まるで町長が「司法権」類等の権限を持ち町民を裁くかごとの内容もあり新たな人権侵害を生む可能性を持っている条例案であることを指摘したい。
- ・付帯決議における「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずること」と明記されているが、具体的に示してください。
- ・部落差別は、条例で規制し解決、解決の方向に向いていくということではないと考えます。

このように、同和対策特別措置法等による特別対策により、住環境が改善されたことは事実ではありますが、未だに一部の人々による、部落差別に該当する事件が発生しています。

インターネット上では、匿名性を利用し被差別部落を誹謗中傷する書込み、結婚や引っ越し、住居購入に係る被差別部落を忌避する質問等が蔓延しています。特にこのインターネット上の状況は、部落問題を知らない、若しくは関心を持ちインターネットを利用し、知識を得ようとする若い世代に対し、間違った知識や印象を植え付け、それが誤解や偏見となり差別を助長・拡散する原因となっています。

このように部落差別が存在する現状は、行政として看過することのできない問題です。

部落問題の解決は、若い世代も含めあらゆる世代に対して正しい知識を啓発し、「部落問題に対する誤解や偏見に起因する差別心を取り除くことで、差別的な言動をなくし、部落差別のない社会を実現」することです。

部落問題に係る日々の会話での発言や意見等が、「差別」とならないかという点については、誤解や偏見からくる「誹謗中傷行為」（条

		<p>例案 第2条第5号) が問題であると捉えています。日々の会話を規制するのではなく、部落差別に対する誤解や偏見を取り除くことを第一に考えています。</p> <p>本条例案には、勧告、命令、氏名等の公表と規制に係る規定を置いています。町行政としてもこのような対応を行うことは望んでいません。</p> <p>しかし、差別者の誤解や偏見を取り除くよう指導等を行ったにもかかわらず、差別行為を繰り返すような極めて悪質な場合は、差別を受けている側の立場を考えるとそれを放置することはできませんので、抑止としての手段として規定しています。</p> <p>参議院付帯決議部分については、「地域社会の実情を踏まえ」ご指摘いただいた「対策」について規定していません。</p>	
全体	罰則規定を含む条例を制定してはならないのではないか。	本条例案に罰則規定（懲役、罰金等）はありません。	原案どおり

第1条	<p>「(省略) 相談体制の充実等について定める (省略)」と相談体制に力点をおいていると思いますが、最終的に差別者への命令や氏名等の公表となっているのがわからない。</p>	<p>条例の目的は、「部落差別のない湯浅町を実現すること」です。命令等については、あってはならないことですが、差別行為を繰り返す悪質な場合を想定しての、抑止としての手段です。</p>	原案どおり
第1条	<p>本条例案が、部落差別の解消の推進に関する法律の理念に基づくものであることが示されており、法は「国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。」と示されていますが、条例案は町民の理解を深め、自律的な行動を促すのではなく、指導・助言、勧告、命令、氏名等の公表により他律的に行動を制するものとなっており、法の理念に基づいた内容とはいえないと考えます。</p>	<p>条例案第3条において、「町民一人一人の理解を深めることに努め、部落差別を根本から解消するものとする。」と規定しています。</p> <p>ご指摘の点については、差別者の誤解や偏見といった、内面的な要素を取り除くことができず、差別行為を繰り返す悪質な場合の対応として規定しています。</p>	原案どおり
第2条	<p>定義としていくつか示されているが、肝心な用語の「部落差別」や「部落差別の解消」、「被差別部落等」などの定義が示されていません。</p>	<p>部落差別の解消の推進に関する法律に定義規定がないこと、同和対策に係る法律に伴う特別対策、法期限後の一般対策において啓発等を行ってきていますので、定義規定は置いていません。</p>	原案どおり

第2条第5号	差別行為の規定が抽象的であり、拡大解釈の恐れがあるのではないか。	<p>条例に具体的かつ個別に差別行為を列挙することは、難しいと考えます。</p> <p>発生事案に応じ、十分に審議することで拡大解釈をすることがないように注意を払います。</p>	原案どおり
第8条	どのような団体を想定しているのか。	<p>人権尊重委員会等の人権擁護団体を想定しています。</p>	原案どおり
第11条第1項及び第2項	<p>町民または町内事業者に対し、差別行為を知り得た場合の情報提供について規定されています。差別行為には言動など主観的で曖昧なものも含まれており、町民がお互いに監視し合う暗い町になることを心配します。</p> <p>おかしいことはおかしいとお互いに話し合える明るい町を目指すべきです。</p>	<p>監視し合う暗い町を目指すのではなく、部落問題に対する正しい知識を啓発し、町民の皆さまの理解を深めることで、おかしいことはおかしいとお互いに話し合える明るい町を目指し、町民の皆さまとともに、部落問題の解決に取り組んでいきたいと考えています。</p>	原案どおり
第13条第2項	指導を「家族」まで拡大する意味は。	<p>認知症等により判断能力が著しく低下しており、差別者本人に対する指導等が困難な場合を想定し、ご家族への差別行為解消のための協力を求めるものです。</p>	原案どおり

第14～第16条	必要ないと思います。	<p>差別者に対し指導等を行ったにもかかわらず、差別行為を繰り返すといった悪質な場合に、町としてそれを見過ごすことはできません。</p> <p>このような場合の対応として、勧告、命令及び氏名等の公表を規定しています。</p>	原案どおり
第16条	氏名等の公表は、規定してよいのか。	<p>部落差別の解消の推進に関する法律と目的は同一であり、それを達成する一つの手段であるため、氏名等の公表を規定することに問題はないと考えます。</p>	原案どおり
その他	<p>意見公募の期間が短い。</p> <p>長期間にわたり議論を重ねるべきではないか。</p> <p>町民、町民等となっているが、いろいろな分野の意見を聴くべきではないか。</p> <p>条例案の公聴会や説明会を開催する予定はありますか。</p>	<p>意見公募期間については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>本条例の策定にあたり、関係する団体の代表者の方や公募による方で、条例の策定委員会を組織し、昨年8月より議論を重ねてきました。</p> <p>また、「町民、町民等」とは意見公募の対象者であると解釈させていただきましたが、町条例であるため、直接条例に関係する対象者とし、意見を公募しました。</p> <p>説明会については、3月2日（土）午後7時から総合センター 2階 集会室で開催します。</p>	—